独立行政法人日本芸術文化振興会の令和3年度業務実績に関する評価結果を踏まえた 業務運営の改善等への反映状況

	,	
評価項目	令和3年度業務実績評価 における主要な指摘等	左の指摘等を踏まえた令和4年度の改善の状況
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 文化芸術活動に対する援助	・基金事業については、 金利減少による運用益の 減少が続いている。適切 な助成規模を維持するため、運用益の改善を含む 多様な財源確保が必要で ある。	基金運用計画に基づき、金融商品・運用先等の検討を行い、安全性に留意するとともに、リスクとリターンを考慮しながら引き続き効率的な管理運用に努めた。基金の運用益の減少が見込まれることについては、国からの基金の有効活用の観点から、文化芸術団体にとって基金事業がより良い支援となるよう国費の確保による芸術文化活動への安定的・継続的な支援がされることになり、基金の政府出資金の一部(500 億円)を国庫に納付することとなった。また、運用益の確保に向けては、通則法第 47 条第 1 号の規定に基づき主務大臣が指定する振興会の取得できる有価証券の範囲拡大に関して改正が認められた。
2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	・国立劇場おきなわにおいて劇場の稼働率が低い。劇場各館において公演スケジュールの見直しや民間への貸出枠の増加を行うなど施設の効率的な使用に努め、劇場稼働率の改善と収益の改善を図ること。	国立劇場おきなわでは主催公演のスケジュールを工夫しながら需要の高い土日の貸出枠の確保に努めている。しかし、主催公演については演目や離島県等といった事情により他劇場のようなロングラン公演の実施が難しいことが稼働率の低い要因の一つとなっている。引き続き、主催公演の設定と貸公演のバランスを考慮しつつ、貸出枠の拡大と収益の改善について検討している。また、需要の高い稽古室利用についても引き続き利用促進を図っている。新国立劇場については、劇場稼働率は100%に近いが、主催公演のスケジュールの不断の見直しや保守点検の効率化によって、民間への貸出枠のさらなる増加を含め施設の効率的な運用について検討している。その他の劇場については、主催公演等各種事業の日程のより効率的な設定、ホームページへの利用案内掲出、過去の劇場利用者や利用希望者へDM送付、利用希望者への説明など、劇場稼働率の改善と収益の改善を図っている。
3 伝統芸能の伝承者 の養成及び現代舞台芸 術の実演家その他の関 係者の研修	・伝統芸能分野では、近 年応募者が減少傾向にあ る中、研修事業に対する 認知度の向上のための戦 略的広報、研修終了後の 追跡調査とキャリアパス の支援など、伝承者を安 定的に確保するために有 効な手段の検討を引き続	養成事業に関する国民一般の理解を深め、戦略的な広報宣伝活動を行うため、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽の各分野を横断的に所管する組織として国立劇場伝統芸能伝承者養成所を設置することを機関決定し、令和5年4月1日から運用できるよう体制を整え、研修修了後の追跡調査も実施している。また、養成成果の活用及び研修修了者等が実演経験を積む機会の充実を図るため、研修修了者等によるワークショップや国際交流事業を国立青少年教育振興機構と連携して実施した。

	き行い、必要な措置を講 じることを期待する。	
4 伝統芸能及び現代 舞台芸術に関する調査 研究の実施並びに資料 の収集及び活用	・配信コンテンツのさら なる充実を図るととも に、ターゲットを絞った 広報発信を行い、新たな 観客層の掘り起こしを期 待する。	令和 4 年度に新規作成した歌舞伎舞踊入門動画 1 本(2 演目)、東京・大阪の各文楽公演の公演映像(東京は令和 4 年度から開始)、文楽・雅楽・声明・民俗芸能・太鼓の過去のアーカイブ映像、邦楽公演「邦楽名曲選」にあわせて実施した特別座談会の映像など、幅広い芸能分野の映像配信を行い、著作権・著作隣接権等を適切に処理しながら配信コンテンツの拡充を図っている。 新国立劇場では「新国デジタルシアター」などにおいて公演記録映像を配信しており、令和 3 年 10 月~令和 4 年度 11 月の配信実績は 11 演目で 10 万回以上の視聴回数となっており、公演アンケートでは配信をきっかけにチケットを購入するようになったという回答が複数あった。 配信に当たっては、学校・教育機関向けに団体販売(11 月歌舞伎公演を鑑賞した学校 2 校には事前学習教材として提供)を実施したり、宣伝用動画を作成して HP・SNS・プレスリリース配信サービスで周知をしたりするなど効果的な広報発信に努めて、新たな観客層の掘り起こしを図っている。
	・有料配信事業の収益化 に向けて、調査研究を行 うこと。	芸能分野に応じた配信期間の設定やサムネイル画像の有効的な情報提示方法など、収益化へむけた調査・試行について配信プラットフォーム会社とともに取り組んでいる。しかし、誰でも気軽に視聴してもらえるようになるべく低廉な料金設定で提供しているが、販売数も伸び悩んでおり、現状では制作費に見合う収益を上げるには程遠い状況である。収益を上げられる事業になりうるのか、また潜在的なニーズがどの程度あるのか、販売価格設定も含め模索中である。
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 業務運営の効率化	・一者応札・応募の改善 など調達等合理化計画を 着実に実行していただき たい。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、令和4年度調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。また、調達等合理化計画の策定に当たっては、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検及び見直しを行った。
Ⅲ. 予算、収支計画及び資金計画 び資金計画 4 保有資産の処分	・すでに処分を決定している目黒、船橋、習志野の各宿舎については、令和4年度中に処分を行い、国庫納付するように手続きを進めていただきたい。	目黒職員宿舎を令和5年1月に国庫納付した。船橋第三職員宿舎・習志野職員宿舎については、財務省関東財務局千葉財務事務所立会いのもと、引き渡しに向けた現地確認まで完了しており、令和5年度中に国庫納付する予定。

Ⅳ. その他業務運営に	・令和4年度に設置され	振興会における法令遵守を前提とした業務の実施に資するため、4月に法務・コンプライアンス室を設置
関する重要事項	る法務・コンプライアン	し、併せて各職域の担当者が個別に法務相談ができる、法律顧問による法務相談窓口を開設した。また、施
	ス室において、振興会の	設管理及び舞台技術関係職員を対象とする「安全衛生コンプライアンス研修」、労務管理者である役職員を
1 その他業務の運営	コンプライアンス遵守を	対象とする「労務コンプライアンス研修」を開催し、コンプライアンス意識の向上に努めた。
に関する取組	徹底し、再発防止に努め	
	ること。	